

平成 27 年千葉市教育委員会会議  
第 3 回臨時会会議録

千葉市教育委員会

平成27年千葉市教育委員会会議第3回臨時会会議録

日時 平成27年10月13日(火)

午後2時00分開会

午後2時20分閉会

場所 教育委員会室

出席委員	委員	長	和田	麻理
	委員	員	中野	義澄
	委員	員	内山	英夫
	委員	員	明石	要一
	委員	員	小西	朱見
	教育	長	志村	修

出席職員	教育次長	森	雅彦	生涯学習部長	大崎	賢一
	教育総務部長	米満	実	総務課長	石野	隆史
	学校教育部長	磯野	和美	総務課総括主幹	相楽	俊洋

書記	総務課長補佐	三田	日出美	総務課主任主事	杉山	隆
	総務課総務班主査	大塚	暁	総務課主任主事	佐久間	暁子

- 1 開会  
和田委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立  
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名  
和田委員長より中野委員を指名
- 4 会期の決定  
平成27年10月13日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定  
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 議事の概要

(1) 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定

旧地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条並びに旧千葉市教育委員会組織規則第3条及び第4条の規定に基づき、委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定が実施された。

(2) 臨時代理報告

報告第10号 千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正について  
石野総務課長より報告があった。

(3) 発言の要旨

委員長選挙及び委員長職務代理者の指定

ア 委員長の選挙の方法の決定

和田委員長 平成27年10月15日から委員長を務めていただく方を選ぶこととなります。選挙の方法ですが、旧組織規則第3条第2項の規定により、「選挙の方法は委員が協議して定めるところによる」となっていますが、いかがいたしましょうか。

志村教育長 指名推薦の方法を提案します。

和田委員長 ただ今、指名推薦の方法でとの提案がありましたが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声）

全委員異議なく、委員長の選挙の方法を指名推薦とすることと決定した。

イ 委員長の選挙

和田委員長 それではどなたか、この10月15日から委員長の職をお務めいただく方をご推薦いただけますか。

明石委員 ぜひ中野委員に、お願いしたいと思います。そのわけはですね、病院とか医療関係以外でも、非常に幅広い経験をお持ちで、

全体的な視点から教育を見られているということ、この3年間経験いたしまして、ぜひ中野委員に委員長をお願いしたいというのが、私の提案になります。

和田委員長 ただいま、中野委員をご推薦いただきましたが、他にどなたか、別の方をご推薦される方はいらっしゃいますか。(他に推薦する者なく、「異議なし」の声)

全委員異議なく、中野委員の委員長就任が決定した。

#### ウ 委員長職務代理者の指定

和田委員長 引き続き、委員長職務代理者の指定に移ります。職務代理者の指定の方法は、旧地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項及び旧千葉市教育委員会組織規則第4条の規定により、委員長の推薦に基づき教育委員会が指定することとなります。つきましては、新たに委員長に就任されます中野委員に委員長職務代理者を推薦いただきます。

中野委員 経験豊富である内山委員をお願いしたいと思います。

和田委員長 ただいま、内山委員を推薦いただきましたが、いかがでしょうか。(「異議なし」の声)

(内山委員、就任承諾。「異議なし」の声)

全委員異議なく、内山委員の委員長職務代理者就任が決定した。

(任期：平成27年10月15日から平成28年3月31日まで)

#### エ 委員長、職務代理者の任期

総務課長 只今、中野委員長の就任と内山委員が職務代理者に指定されることが決定されましたが、お務めいただきます任期に関しまして、事務局より申し上げます。

中野委員長の今期の教育委員としての任期が平成28年3月31日までとなっております。

したがって、本来であれば委員長の任期は1年となるところですが、今回におきましては、委員の任期である平成28年3月31日までとなりますことを、ご了承いただきますようお願いいたします。

#### 報告第10号 千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正について

和田委員長 総務課長、説明をお願いします。

石野総務課長 報告第10号「千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正について」、説明します。

同規程の一部改正については、「千葉市教育委員会組織規則」

第9条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理による処理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告します。

報告書は1ページ以降となりますが、参考資料によりご説明しますので、参考資料1ページをご覧ください。

まず、1の「改正の趣旨」ですが、「千葉県個人情報保護条例」が改正されたこと及び「行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」の施行に伴い、「千葉県教育委員会電子情報処理規程」の一部を改正するものです。

次に、2の「改正の概要」についてご説明します。

まず、1点目、(1)ですが、「番号法」が段階的に施行されることに伴い、「個人情報保護条例」の一部改正があったことから、当該条例より引用している箇所の号ずれに対応するための改正です。

内容としましては、「番号法」は段階的に施行されることとなっており、今回は平成27年10月5日に施行される部分と、平成29年1月1日に施行が予定されている部分について、「個人情報保護条例」が改正されたことに併せて本規程を改正するものです。

規程で引用している条例第2条第3号の「実施機関」が、平成27年10月5日に第2条第4号に、平成29年1月1日に第2条第5号に繰り下がることに対応するものです。

次に、2点目、(2)ですが、規程第30条の「重要電子情報の外部提供」につきましては、CIO補佐監と協議かつ提供先と覚書を締結することとなっていますが、「番号法」の趣旨を踏まえ、特定個人情報をその対象から除外する規定を設けるものです。

2ページをご覧ください。

ここで、前提として、「重要電子情報」と「特定個人情報」について、簡単にご説明します。

まず、\*1の「重要電子情報」ですが、本規程により、一つに、千葉県情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報、これは個人情報など、公文書の開示請求があっても不開示とする情報のことです。二つに、滅失し、又は損傷した場合、その復旧が著しく困難となり、行政の円滑な執行を妨げる恐れのある情報としてしています。

次に、\*2の「特定個人情報」ですが、特定個人情報とは、1

2ケタの個人番号を含む個人情報を指しているもので、例として、個人番号が記載された確定申告書や、各種給付申請書等が挙げられます。

また、併せて、番号法の目的であります、効率的な情報の管理と利用ですとか、他の行政機関等との間における迅速な情報の授受、行政運営の効率化を図ることを優先する必要がある、ことなどを考慮しなければならないところです。

「番号法」の抜粋を別添でお配りしていますが、「特定個人情報」については、法律に規定された場合のみ外部への提供が認められており、さらに、外部への提供が義務付けられている場合もあるなど、外部への提供に関しては、「番号法」で厳格に定められていることから、市の規程でCIO補佐監への協議や、提供先との覚書を締結することまで必要がないため、市の規程において、「特定個人情報」については、協議や覚書の締結を不要とするものです。

こちらの施行日は平成27年10月5日になります。

規程の改正部分の詳細につきましては、3ページ以降の新旧対照表に記載のとおりです。

明石委員 簡単に言うと、マイナンバー制度ができたから、規程の改正があるのですね。

もう一つはCIO補佐監とはどのような人なのか。教育委員会にそのような人がいるのは知りませんでした。

石野総務課長 いえ、これは総務局に配置されているのですが、職名で言うと、総務局の次長が務めています。こういった電子情報等に関して、全庁的に統括・管理する職務として置かれているものです。

明石委員 市長部局の総務局というところがあるのですか。そこでやっているのですか。

石野総務課長 教育委員会、行政委員会を含めて、全庁的に情報に関して統括しているポストになります。

明石委員 このCIO監ではなくて、補佐監の補佐とはどのような意味なのですか。

森教育次長 CIOは市長がCIOで、市長を補佐する情報統括監という位置づけです。

明石委員 そうすると、教育委員会の教育総務部長、学校教育部長、生涯学習部長が所管することに関して、市長部局の補佐監と連絡して、やるということですか。仕組みがわかりません。

和田委員長 これに関しては、全庁的に、教育委員会を含めてみていると  
いうことですよ。

以前、条ずれという言葉があっ、て、解説をしてくださってよ  
くわかりましたが、今回は号ずれということでした。

## 7 閉会

和田委員長より閉会を宣言